

設業労働災害防止規程」が平成20年4月3日から適用されることとなった。

会員及び協会は、「建設業労働災害防止規程」の順守の徹底に務め、自主的労働災害防止活動の一層の推進を図ることとする。

III 中期計画の推進

協会は、この中期計画を基本にして、年度ごとに建設業労働災害防止実施計画を策定し、その普及推進に努め、また、会員は、中期計画及び各年度の建設業労働災害防止実施計画を基本にして、それぞれの実情に即した労働災害防止計画を定め、「建設業労働災害防止規程」に定める事項を順守しつつ、自主的な安全衛生管理活動を推進するものとする。

このため、会員及び協会は、この計画の期間を通じて、従来から進めている「三大災害絶滅運動」、「安全施工サイクル運動」を引き続き推進するとともに、以下に掲げる主要な安全衛生対策を推進するものとする。

IV 会員が実施する主要な対策

1 安全衛生管理体制の確立

- (1) 店社及び作業所の安全衛生管理体制の確立を図る。
- (2) 店社の安全衛生に関する事前評価体制を確立するとともに、店社及び作業所の安全衛生計画を策定し、推進する。
- (3) 中小規模現場における統括安全衛生管理の徹底を図る。

2 リスクアセスメントの実施の推進

- (1) 事業場内の体制を整備し、リスクアセスメントを確実に実施する。
- (2) リスクアセスメントに必要な作業手順書、機械等の仕様書、災害事例等の情報を入手する。
- (3) リスクアセスメントを実施する能力を有する者を養成する。

3 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の導入及び実施

- (1) 建設企業の組織的な安全衛生管理の推進と安全衛生水準の連続的・継続的向上を図るため、COHSMSガイドラインに基づく

システムを導入し、その実施を図る。

- (2) 企業の安全衛生活動をシステムに取り込み、経営層、管理者から社員に至るまでの安全意識の強化を促進し、COHSMSの一層の普及定着を図る。
- (3) システム構築を担当する者及び監査を行う者に対し、COHSMSガイドラインの理解等、基本的な知識、具体的な方法等の能力を付与する。
- (4) COHSMSが適切に導入・実施され、かつ安全衛生水準の継続的な向上に資するよう「COHSMS認定事業」を活用する。

4 中小総合工事業者・専門工事業者における自主的、自律的安全衛生管理活動の推進

中小総合工事業者・専門工事業者における安全衛生管理活動の推進と定着を図るため、リスクアセスメントの実施とこれを反映した建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の構築を推進する。

5 安全衛生教育の徹底

管理監督者から第一線の作業員まで、一貫し

た安全衛生教育が実施できるように、社員に対する安全衛生教育の実施体制を整備し、安全衛生教育計画を作成のうえ、各級各層における安全衛生教育の浸透と定着を図る。

- (1) リスクアセスメントの定着を図るために、店社の管理監督者層から現場の職長にいたるまでの一貫したリスクアセスメント教育を実施する。
- (2) 建設現場の管理監督者となる統括安全衛生責任者や職長等に対する管理監督者教育を実施する。
- (3) 建災防等の登録教習機関が実施する技能講習への積極的な参加、又は特別教育の実施によって、施工時の技能と安全意識を兼ね備えた人材を育成する。
- (4) 元方安全衛生管理者、作業主任者等の安全衛生管理業務並びに危険有害業務に従事する者に対する能力向上教育、新規入場者教育等を実施する。

6 墜落・転落災害、建設機械災害等、労働災害の発生傾向を踏まえた重点安全衛生対策の徹底

協会が主唱する三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）絶滅運動に参加し、実効ある労働災害防止活動を展開するとともに次の対策の徹底を図る。

- (1) 墜落・転落防止対策として、「手すり先行工法に関するガイドライン」や木造家屋等低層住宅建築工事を対象にした「足場先行工法に関するガイドライン」に基づく対策の採用を促進する。
- (2) 建設機械において、機械の種類ごとの安全対策の充実について検討を行うとともに、クレーン機能付ドラグ・ショベルの一層の普及、センサー等の危険検知システムの工事現場への普及、ロプス（ROPS：Roll-Over Protective Structure）等転倒時の運転者防護措置の導入等を図る。
- (3) 上下水道工事等、小規模溝掘削工事にお

ける土砂崩壊災害の未然防止を図るため「土止め先行工法に関するガイドライン」に基づく土止め先行工法の採用を促進する。

7 ヒューマンエラーに起因する労働災害の未然防止並びに高年齢労働者に対する労働災害防止対策の徹底

建設現場における作業員の不安全行動による災害の発生を防止するため、危険予知活動・ヒヤリハット運動等の有効な手法の導入・実施を図る。

また、高年齢労働者の災害防止に有効な対策の徹底を図る。

8 労働者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等の徹底

- (1) 健康診断の実施の徹底を図るとともに、その結果について就業上の措置の徹底を図る。
- (2) 長時間にわたる過重労働を排除するため、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇取得促進に努める。
- (3) 長時間労働による疲労の蓄積が認められる者に対しては、産業医等の医師による面接指導の徹底を図る。
- (4) 職場における相談体制の整備を図り、メンタルヘルス相談の担当者の配置や専門機関の有効な活用を図る。

9 職業性疾病の予防対策の徹底

- (1) トンネル建設工事等に従事する労働者のじん肺予防対策については、改正「粉じん障害予防規則」及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づき、粉じんばく露の低減を図るとともに、健康診断の徹底を図る。
- (2) 酸素欠乏症等の予防対策については、酸素欠乏症及び硫化水素中毒の危険性又は有害性等に対する教育、作業場所の酸素濃度等の測定、十分な換気の徹底を図るととも

に、呼吸用保護具等の整備を図る。

- (3) 有機溶剤中毒予防対策については、「建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドライン」によりその対策の徹底を図る。
- (4) 腰痛予防対策については、「腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底を図るとともに、労働衛生教育を推進する。
- (5) 一酸化炭素中毒予防対策については、「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」に基づく対策の徹底を図る。
- (6) 振動障害、騒音障害、熱中症等の予防のための指針等に基づいて、労働衛生管理の徹底を図る。

10 石綿障害予防対策の徹底

石綿障害予防対策については、石綿含有建材等の解体等の作業における石綿ばく露対策の徹底を図るとともに作業に就く作業員に対する特別教育の実施、並びに呼吸用保護具等の使用及び管理の徹底を図る。

11 快適な職場環境の形成

- (1) 建設現場における働きやすい快適な職場環境の形成のため、施工計画段階から職場の快適化方策を盛り込み、職場において実践する。特に、中小規模の工事現場における職場の快適化を推進する。
- (2) 高年齢労働者や女性労働者の増加にも対応した職場快適化推進体制の確立、作業環境の改善、作業方法の改善及び疲労回復支援施設・職場生活支援施設の配備等の充実を図る。

12 安全優良職長に対する顕彰制度等の活用

職長・安全衛生責任者等、管理監督者の安全意識の高揚を図るため、安全優良職長に対する顕彰制度その他の表彰制度の活用を図る。

13 安全衛生大会等、集合形式による安全運動の推進

建設企業内の安全衛生推進大会の開催と元請又は協力会若しくは各安全衛生団体が主催する安全衛生推進大会への積極的な参加により、安全意識の高揚を図る。

- (1) 各建設企業における安全衛生推進大会の開催
- (2) 建災防本部が主催する全国建設業労働災害防止大会への積極的な参加
- (3) 建災防都道府県支部、分会等が開催する労働災害防止大会への積極的な参加

14 「建設業労働災害防止規程」の順守

安全衛生関係法令の順守と相まって、改正された「建設業労働災害防止規程」の趣旨を理解し、その順守に努める。

15 工事別労働災害防止対策の推進

建設工事の施工にあたっては、その特性に応じた有効な対策を講ずるとともに、各年度ごとに策定される建設業労働災害防止実施計画に示す災害防止対策に基づき、各工事に対応した実効ある労働災害防止対策の推進を図る。